

II 町内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、国行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

町としても、本行動計画の関連事項として国行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

① 実施体制

町内で、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、円滑、迅速な対策を実施するため、「白老町高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置する。同会議は道と連携し、必要な対応を行うとともに、新型インフルエンザの発生に関する情報収集と共有を行う。（産業経済課、生活環境課、関係課）

② サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。（産業経済課、関係課）

イ 国との情報交換

家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の海外における状況について、国との情報交換を行う。（産業経済課、関係課）

ウ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉課）

③ 情報提供・共有

町内で、鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、道及び近隣市町と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉課）

④ 予防・まん延防止

ア 疫学調査、感染防止策

- ・必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、

積極的疫学調査を実施する。（健康福祉課）

- ・疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）を実施する。（健康福祉課、生活環境課）
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（関係課）
- ・鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、外出自粛や出国自粛を要請する。（健康福祉課）

⑥ 医療

ア 医療体制の整備

感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。（健康福祉課）

イ 検査体制の整備

患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、道立衛生研究所においても検査を実施する。（健康福祉課）

ウ 患者への対応

鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院等の措置を講ずる。（健康福祉課）

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係

